

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 2 年 3 月 1 7 日 (火)		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	3 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分		
閉 会	3 月 1 7 日 午 後 0 時 2 0 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	鈴 木 晃	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
説 明 員	山上教育部長、星野参事、佐藤次長兼教育政策室長、		
	栗津副参事兼教育総務課長、片岡学務課長、		
	教育政策室川和田担当課長、小須田学校給食課長、福田生涯学習課長		
書 記	教育総務課総務担当 山本副主幹、田仲主事補		
傍 聴 人	1 名		

会議の経過及び結果

教育長

早いもので今年度最後の定例教育委員会となりました。教育委員の皆さん、事務局職員の皆さん、そして、学校教職員の皆さんのそれぞれの力が結集した正にチーム戸田、ワンチームの教育の取組により、今年度も様々な教育の成果を出すことができました。この1年間の皆様方の御尽力に対しまして、この場をお借りし深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、先月27日18時すぎの安倍総理大臣の突然の臨時休校要請以降、全国の教育委員会や学校はその対応に奔走した20日間でした。戸田市も例外ではありませんでした。学校も教育委員会も多くの不安や不満の声をいただきましたが、こちらチーム戸田の尽力により、今のところ大きな混乱もなく推移しております。ただ、子供たちの生活や学習の支援など様々な課題もありますので、引き続き校長会と教育委員会が情報共有を密にしながら取り組んでまいります。また、各学校ではこのピンチをチャンスに変えるという様々な独自の取組もはじまり、教育委員会としても心強く思っているところです。

ところで、自然災害や今回のウイルス感染報道等によく使われているのが、「正しく怖がる」という言葉です。この言葉をよく耳にしだしたのは、2003年の新型肺炎SARSが流行した頃だったと思います。その後、東日本大震災の経験から危険に向き合う戒めとして広まったようです。

元祖とおぼしき言葉は、物理学者の寺田寅彦の随筆に出てきます。昭和10年、軽井沢で浅間山の噴火に遭遇したとき、噴煙が7、8キロまで立ち登ったなどと細かく観察しています。そのときの人々の言動を見て、「ものをこわがらな過ぎたり、こわがり過ぎたりするのはやさしいが、正当にこわがることはなかなかむつかしい」と書き残しました。昨年は「経験したことのない大雨」という言葉などもよく聞きました。専門家によれば、人は危険に遭遇したとき「たいしたことはない」と思ったがる心理傾向があるといえます。ならば寺田寅彦の「正当にこわがる」は、「しっかり怖が

	<p>る」に改めて胸に畳むべきかと思えます。</p> <p>中国の兵法にある「三十六計逃げるに如かず」という格言も災害時の心得としては未だ色あせません。いずれにしても、正しく怖がるために、自然科学の知識を有する人と、教育に携わる人との橋渡しできる人材の育成が急務であると思っています。</p>
教育長	<p>それでは、ただ今から、令和2年第3回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了承</p>
教育長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各委員	<p>署名</p>
教育長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件、個人情報及び人事案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告事項⑦ 戸田第一小学校の建て替えに伴う改築等工事基本設計（案）について</p> <p>報告事項⑧ 令和元年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について</p> <p>報告事項⑨ 市内中学校の生徒指導案件について</p> <p>議案第18号 学校運営協議会委員の任命について</p> <p>議案第19号 令和2年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について</p>
各委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>それでは「報告事項⑦～⑨、議案第18号及び議案第19号」は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>① 市が推奨する研究領域について（仙波委員）</p> <p>② 租税教育の現状と課題について（木村委員）</p> <p>それでは仙波委員から御提案のありました「教育委員提案① 市が推奨する研究領域について」を事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>①市が推奨する研究領域について報告します。</p> <p>資料1 ページを御覧ください。前回、仙波委員から御提案のあった研究委嘱の在り方及び成果について御説明した際に、市として推奨する研究領域について課題となりました。本日は、主に(2)の内容を御説明いたします。</p> <p>①から③につきましては、これまでも取り組んできている内容ですので、省略させていただきます。</p> <p>④の EdTech については、一人一台の I C T 活用や、A I 型の教材を取り入れた学習等を視野に入れた研究を想定しております。留意事項としては、単なる I C T 機器の活用と子供の成績ということに留まらず、教師がどのように関わるのが効果をあげるのか、また、求められる教師の指導力がどのように変わるのか、また、変わらないといったところも含めて研究を進めてもらいたいと考えています。</p> <p>⑤はE B P Mに関することです。教育については、数値による量的なエビデンスの視点を重視することが求められていますが、一方で、数値でははかれない、質的なエビデンスも同時に関連させ、例えば教師の匠の技を可能な限り一般化していく研究などを想定しております。</p> <p>⑥の防災教育は、昨今の毎年起こる様々な災害について、学校研究として取り組むことを期待しております。地域や町会、学校運営協議とも連携しながら、P B Lとして実践していただくことも期待しております。</p> <p>⑦の働き方改革については、教育課程などに関わる研究とは違った視点</p>

	<p>となりますが、具体的な業務改善は日頃の教育活動の充実につながるものが重要であると思い、取り上げました。</p> <p>事務局としましても、指導という立場だけではなく、共同研究者として学校に寄り添いながら研究を推進していきたいと考えております。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	※印の意味を説明してください。
事 務 局	(1)は従来の研究で、(2)は市教委が進めてほしいものを記載しました。
委 員	これは市として、どのような教育を推奨するかを示すものになると思います。(1)は一般領域、(2)は特定領域といえると思います。(2)の①～⑤は方法論であり、⑥と⑦は今日的なテーマです。(1)がベースとなり、よりよい教育を進めるために(2)に取り組んでほしいということを※に記載すればよいのではないのでしょうか。
委 員	一般領域と特定領域という考え方でわかりやすくなりました。(2)は(1)の材料ということですね。
委 員	学校が(1)の各教科や教育課程全般のみを研究したいという場合はどうするのですか。
事 務 局	どのような方法で研究するのか学校、指導主事等で話し合いを行い、(2)から選んでいただく流れとなります。
委 員	本市ではどの学校も積極的に新しい学びを進めており、市教委が進めてほしいと考えている(2)の研究ができると思います。
教 育 長	④のEdTechに関することはなかなか難しいのではないかと思います。どのように考えますか。
事 務 局	I C Tの積極的な活用 (EdTech) と修正したいと思います。
委 員	保護者は、学校が研究をしていることを知らないのではないのでしょうか。何年もかけて研究を行っていることを伝えるべきだと思います。

教 育 長	広報への掲載など、保護者にわかりやすく周知してください。
教 育 長	それでは続きまして、木村委員から御提案のありました「教育委員提案 ② 租税教育の現状と課題について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>②租税教育の現状と課題について報告します。</p> <p>資料2ページの下段を御覧ください。教育課程上の租税教育については、小学校の6年生、社会科の公民的な内容の中で租税の役割などについて扱っております。</p> <p>3ページを御覧ください。中学校でも3年生の社会科の公民分野で、小学校よりも踏み込んで、租税の意義、納税の義務などについて扱っております。</p> <p>下段を御覧ください。租税教育を推進する団体として、戸田市租税教育推進協議会がございます。この協議会の目的については、資料記載のとおりで、税務と教育の関係者委員となっております。戸ヶ崎教育長は、本協議会の会長です。</p> <p>4ページを御覧ください。協議会の事業の一つに租税教育があり、小6の児童と中3の生徒を対象とし、税理士や税務署などの方々が講師となり、20年ぐらい前から納税者意識を育む授業を実施していただいています。</p> <p>下段を御覧ください。学校で授業改善が進んでいるのと同様に、このような租税教室についても、講義型であるといった課題などがあり、推進協議会の総会などで、教育長からもアクティブラーニング型の授業への改善をお願いしてまいりました。市教委、学校、各講師の皆様と連携がはかられ、ここ数年で改善が見られるようになってきました。具体的な取組について、いくつか御紹介します。</p> <p>5ページを御覧ください。戸田第一小学校では、10億円の税金の使い方について子供たちが話し合い、優先順位や公平性などを考える学習が実施されました。</p>

	<p>下段は、新曽北小学校での学習の様子です。税金の集め方についてグループ協議を行い、学習を進めました。ほかの学校でも様々工夫して取り組んでいただいておりますが、共通していることは、税金に関する当事者意識を育むということです。今回御紹介した税金の使い方、集め方などの学びは、政治への参加意識も高めることにつながっていくものと感じております。</p> <p>6 ページを御覧ください。このほかにも推進協議会では、副教材の配布や絵はがきコンクール、税についての作文なども実施し、各学校が協力しております。</p> <p>一方で、課題もございます。下段を御覧ください。社会科に関する教育だけでも資料のとおりです。社会以外の教育でも、健康教育、国際理解教育など、様々なものがございます。兎角、それぞれの教育を推進する団体の皆様は、御自身が推進していますので、とても重要な教育であることを力説され、さらには子供のうちからこの教育を行った方がよいと口を揃えておっしゃいます。ただ、各方面から本当に多くのお声がかかりますので、学校は負担を感じているというのが正直なところです。</p> <p>基本的には、学習指導要領に基づく年間の計画の中で授業を実施しておりますので、カリキュラムマネジメントを発揮しながら、既存の教科を別の切り口で実施していくことがポイントであると感じております。</p> <p>先程申し上げました租税教室の授業改善は、好事例の一つですが、事務局としましても有意義な教育活動となるよう、関連団体との調整など、学校の支援してまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>以前、小学校と中学校で租税教室を実施しました。小学校は授業形式、中学校は体育館で講演形式にて行いました。最近アクティブラーニング型の授業への改善がされているとのことで、児童生徒が当事者意識を持ち、楽しく理解できるよう、更に工夫されることを期待します。</p>

委員	講師の方は一般の方だと思いますが、アクティブラーニング型の授業を してくださいとお願いしてすぐにできるものですか。
事務局	社会科の指導主事や学校と十分に調整し、子供たちが積極的になる授業 をしていただいております。
教育長	私が校長の時、教え子の税理士に租税教室を実施してもらいました。実 施後、教え子ですので、講義型の授業には改善の余地があるとはっきり言 ったところ、翌年、劇を用いた租税教室を実施してくれましたが、外発的 動機づけの工夫だけでは子供たちに健全な納税者意識を育むことができま せん。そこで、主体的・対話的で深い学びへの転換をお願いしているところ です。
委員	本市ではPBLを導入しているので、子供たちが主体的に考え、議論す ることができると思います。ちなみに租税教室の授業時間はどのくらいで すか。
事務局	1時間です。
委員	授業数がパンクしている現状でどのように進めていくか悩ましいです ね。PBLで実施しようとする1時間では終わらないのではないでしょ うか。
委員	社会の仕組みを理解し、社会の一員としてどのように行動したらよいの かを学ぶために、浅くでもよいので実施することが大事なのではないでし ょうか。
教育長	租税教室の内容については改善されてきていますが、作文やコンクール への応募は働き方改革の視点から改善されていくとよいと考えています。
教育長	それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」に ついて申し上げます。本日は「その他」を含めまして10件の報告がござ います。 ① 令和2年度施政方針・教育関連総括質問について

	<p>② 体罰に係る実態把握について</p> <p>③ 令和2年度高等学校進学予定者数について</p> <p>④ 図書館・郷土博物館の工事終了とリニューアルオープンについて</p> <p>⑤ 新型コロナウイルスの感染予防対策に基づく講座の中止・延期について</p> <p>⑥ 図書館サービスの一部休止について</p> <p>⑦ 戸田第一小学校の建て替えに伴う改築等工事基本設計（案）について【秘密会】</p> <p>⑧ 令和元年度未来へはばたく人財育成資金(高校奨学給付金)給付決定者について【秘密会】</p> <p>⑨ 市内中学校の生徒指導案件について【秘密会】</p> <p>⑩ その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>事務局</p>	<p>①令和2年度施政方針・教育関連総括質問について報告します。</p> <p>別冊の令和2年度施政方針を御覧ください。今回の議会で市長から施政方針が出されました。教育委員会に関するところは、4ページ4行目から11行目までと、8ページ3行目から14行目までとなっています。</p> <p>13ページを御覧ください。施政方針に対する総括質問は、2つの会派から出されました。公明党の三浦議員からは、小中学校体育館へのエアコン設置の利用方法や利用基準について、令和会の伊東議員からは教育政策シンクタンクの機能や事業展開についてと、電子黒板等の導入されている教育機材について質問が出されました。</p> <p>なお、一般質問については、コロナウイルスの対応を優先させるため、中止になりましたが、予定されていた一般質問は、むとう議員「給食の無償化について」、竹内議員「県南部地域特別支援学校（仮称）について」、浅生議員「海外留学奨学制度について」、林議員「令和元年度戸田市小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会について」の4件でした。</p>

	<p>常任委員会では、主に、令和2年度当初予算、少年自然の家条例を廃止する条例等の議案について説明しております。</p>
<p>事務局</p>	<p>②体罰に係る実態把握について報告します。</p> <p>埼玉県教育委員会より体罰に係る実態把握の依頼に基づき、1月17日から1月31日にかけて保護者・教職員にアンケート調査を実施しました。</p> <p>体罰等事案は小学校0件、中学校1件となっております。この体罰等事案とは、体罰に該当しかねない事案として、戸田市教育委員会で事情聴取等を実施し、体罰には該当しないと確認し、埼玉県教育委員会にも資料を提出し、協議をしました。結果としては、右側2の体罰には該当しないが不適切と思われる指導となっております。また、今申し上げた体罰には該当しないが、アンケートの内容から不適切と思われる指導の件数は小学校5件、中学校では、先ほど説明しました、左側の1件をたして、4件合計9件となっております。昨年度は8件でしたので1件増、また、その内容も体罰の疑いが生じたものが1件と大変危機感をもっております。</p> <p>年度当初より戸田市における重点課題は、体罰防止であるということで、様々な機会に研修会や校長会議などを通じて教職員に働きかけてまいりましたが、引き続き校長を通じて体罰・不適切な指導の絶無について教育委員会として働きかけてまいります。</p>
<p>事務局</p>	<p>③令和2年度高等学校進学予定者数について報告します。</p> <p>本日配付の別添資料を御覧ください。資料1ページ目に進路状況の概要をまとめました。</p> <p>2の県立高校入学予定者は、昨年度より3ポイント減って全体の56%でした。また、3の私立高校入学予定者は、全体の36.4%でした。</p> <p>毎年3ポイント程度の増減はありますが、ここ数年は公立と私立の割合が6：4ぐらいに落ち着いた感じとなっております。4は国立、特別支援学校、サポート校等の入学予定者となっております。例年よりもサポート校の入学者が多くなっております。</p>

事務局

④図書館・郷土博物館の工事終了とリニューアルオープンについて報告します。

図書館本館及び郷土博物館については、平成30年10月から令和2年1月までの1年4か月間にわたり、設備改修工事を行ったことに伴い、図書館本館は平成30年7月からの1年9ヶ月間、郷土博物館は平成30年4月からの2年間、休館いたしました。

今回の工事は施設の長寿命化のため、電気や空調等の設備改修や各種配管の交換等を主に行うものでした。

なお、図書館本館は4月1日から「中央図書館」に名称を変更し、指定管理者による運営が始まり、新たに託児サービスや市内福祉団体による軽食等の販売を開始するなど、市民サービスの向上と利用促進に努めます。

資料2ページの写真は、1階玄関ホールを上層階から見たもので、以前は写真左中央から右下に掛けて扇形のソファ席があり、その席を撤去し床全面を大理石にするとともに、残りのソファ席は木製の椅子に改修しました。玄関ホールは扇形のソファ席の撤去により、イベント等を開催する際に広く利用できるようになりました。また、照明も増やし、明るい雰囲気になりました。

3ページ上段は1階休憩室を拡張したもの、下段は2階廊下の赤い絨毯を新しいカーペットに張り替え、清潔感ある明るい雰囲気になりました。

4ページ上段は2階に授乳室を移設、また下段のとおり館内の案内板も改修し、見やすくなりました。

5ページ上段は多目的トイレです。男性用、女性用トイレも全て新しくなりました。下段はトイレ入り口で、大きく目立つ案内にいたしました。

6ページからは今回の設備改修工事とは別に実施した改修です。建物3階部分に設置されていたみみずく石像を地上の正面出入口左側に移設しました。

	<p>7 ページは、個室に改修した読み聞かせコーナーです。</p> <p>8 ページからは、24 年振りに常設展示室をリニューアルした郷土博物館を紹介しています。8 ページ上段の壁にかかっているのは、昭和45 年につくられた8 mの一人乗りボートです。下段は常設展示室内の戸田団地のダイニングキッチンを再現、9 ページ上段は県指定の有形民俗文化財である荒川水系戸田周辺の漁撈用具、下段は昔の戸田の風景ジオラマで、真ん中に通る道は中山道です。</p> <p>10 ページ上段は江戸時代から安産祈願の寺として賑わっていた妙顕寺の道標、下段は昭和7年に完成した戸田橋の部品（装飾ブラケット）で、左右あわせて約500 kgもあります。</p> <p>最後に11 ページは、昭和39年の東京オリンピックの聖火ランナーが着たユニフォームなども展示しています。</p>
事務局	<p>⑤新型コロナウイルスの感染予防対策に基づく講座の中止・延期について報告します。</p> <p>2月21日に本市の新型コロナウイルス対策本部会議で決定した方針では、市民が参加するイベント等は原則、開催中止又は延期とするとなったことから、2月22日から4月4日までの26講座を中止または延期としたものです。</p>
事務局	<p>⑥図書館サービスの一部休止について報告します。</p> <p>図書館本館はリニューアルオープンに向けて休館中ですが、上戸田分館と3つの分室、2つの配本所につきましては、3月4日から31日までの間、資料の貸出・返却・予約・リクエストの窓口業務のみ実施し、資料の閲覧・座席利用・利用者端末利用は休止といたしました。</p> <p>なお、図書館本館の設備改修工事に伴う休館に伴い代替措置として設置した新曽福祉センターと西部福祉センターの臨時自習室は3月29日まで開設する予定でしたが、3月4日から閉鎖といたしました。</p>

教 育 長	次に⑩その他ですが、事務局より何かありますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	報告事項①の総括質問の体育館へのエアコン設置について、エアコンは年間通して使えますか。
事 務 局	使えますが、エアコンは主に熱中症対策で設置するものです。電気代もかかりますので、今後学校と利用方針を決めていく予定としています。
委 員	報告事項②で、不適切と思われる指導があったと判断したのは誰ですか。
事 務 局	保護者と校長が話し合って判断したものです。
委 員	報告事項③の進学者について、戸田市は学力テストで県内トップクラスですが、それは進学率や上位校への進学割合にも反映しているのですか。
事 務 局	進学率や上位校への進学割合もあまり変わっていません。
委 員	進学校や上位校への進学割合が増えれば、戸田市が選ばれるまちになるのではないのでしょうか。
教 育 長	東大進学者数の高校別ランキングなどが昔から示されていますが、公立中学校で同様に高校について示すのは判断が難しいところです。しかし、市民へのアピールポイントとして今後研究していきたいと思います。
教 育 長	他に質問等ないようですので、続きまして、「報告第2号 彩湖自然学習センター（みどりパル）、少年自然の家及び芦原小学校生涯学習施設の臨時休館について」事務局より報告願います。
事 務 局	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、この3つの施設で臨時休館といたしました。期間はいずれも3月4日から3月31日までです。 資料1ページの彩湖自然学習センターにつきましては、施設所有者であ

	<p>る国土交通省から休館に係る協力要請のほか、市内小中学校における3月4日からの臨時休業等の決定を受け、当センターも臨時休館としたものです。なお、国土交通省所管の学習交流施設等は休館となっております。</p> <p>2ページの少年自然の家につきましても同様に臨時休館としたものです。なお、施設近隣にある、国立の青少年自然の家等も臨時休館となっております。</p> <p>3ページの芦原小学校生涯学習施設につきましては、芦原小学校内の施設であるため、小学校の臨時休業に合わせて臨時休館としたものです。</p> <p>なお、それぞれの施設は条例等で休館日を、その他教育委員会が必要と認めた日と規定されているため、本来であれば、事前に御了承いただくべきところですが、緊急対応ということで何卒御理解いただきますようお願いいたします。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	学校を再開したところもあるようですが、生涯学習施設はどのような状況ですか。
事 務 局	政府要請は15日までであったため、一部16日から再開しているところもあるようです。地域により、それぞれの施設が判断しているようです。
教 育 長	続きまして、「議案第11号 戸田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	昨年10月の定例教育委員会で「戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきましたが、同様に規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、学校運営協議会にかかる規定が第47条の6から第47条の5に改正されたことにより、条項数を第47条の6から第47条の5に改正するものです。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。

教 育 長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 1 1 号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 1 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 1 2 号 戸田市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	資料 6 ページを御覧ください。民法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律が平成 2 9 年に公布されました。この法律により、地方公務員災害補償法について改正が行われています。このことに従いまして、戸田市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正するものです。 具体的には、1 0 ページにあるように、補償の内容の注釈の部分において、改正前は補償を受ける権利が「2 年間行わない」となっていたものを 1 3 ページにあるように「これを行行使することができる時から 2 年間行使しない」ときは時効により消滅すると変更になっております。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 1 2 号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 2 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 1 3 号 戸田市学校における働き方改革基本方針（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	本方針案は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで今後の戸田市小中学校における働き方改革の基本的な考え方を示すものです。

1 ページの目的を御覧ください。現在、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けています。また、子供たちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の確実な育成を目指した新学習指導要領の全面実施への対応により、更なる時間の確保が必要となっています。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。毎日健康で教壇に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで学校教育の質の維持向上を図る必要があることから、この基本方針を策定いたしました。

2 の調査から見えたきた教諭の働き方の現状を御覧ください。平成 28 年度の埼玉県教委の調査によると、在校時間が 4 5 時間を超える教諭の割合が、小学校で 78.5%、中学校で 81.2% となっております。厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」によると、月当たりの時間外労働時間がおおむね 4 5 時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が徐々に強まるとされています。また、当該疾患発症前 2 ヶ月から 6 ヶ月平均で月当たりの時間外労働が 80 時間を超えた場合は発症と業務との関連性が強いとされています。

2 ページを御覧ください。これらを踏まえ、目標を四角の囲みのおり定めました。

次に 4 ページを御覧ください。5 の目標達成に向けた 4 つの視点として、①「教職員の健康を意識した働き方の推進」、②「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、③「教職員の負担軽減のための条件整備」、④「保護者や地域の理解と連携の促進」の 4 点を目標達成の視点としました。今後、働き方改革の取組を着実に実施していくため、この 4 つの視点で業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

現在のところ、①の教職員の健康を意識した働き方の推進の手立てとしては、ストレスチェックの実施及び担当医からのフィードバックや産業医、

	<p>健康管理医の面談を、②の教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減については、部活動指導員、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員、特別支援学級補助員などの配置、③の教職員の負担軽減のための条件整備について、出退勤管理システムによる客観的な在校等時間の把握やICT機器の活用、ならびに学校における業務改善加速事業で国が推進しているカエル会議の全校設置、④の保護者や地域の理解と連携の促進については、コミュニティスクールを活用した地域との連携や行事の精選により、それぞれ実施しておりますが、まだまだ課題もあります。</p> <p>今後は、戸田市教育委員会においては、この基本方針に基づき、取組を進め、具体的な情報について定例教育委員会にて報告し、教育委員のみならずにも御意見を伺うなどして学校における働き方改革を推進してまいります。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	時間外在校時間を1か月45時間以内に削減するためにはどうしたらよいですか。対策はありますか。
事務局	特効薬のようなものはありませんが、校務支援システムなどのICTを活用した様々な取組により業務量を削減し、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。
委員	過労死を出すわけにはいきません。各学校の勤務状況のデータを見せていただき、特に残業時数の多い学校については、学校任せにせず、校長先生とともに、事務局、教育委員一丸となって対策を考えましょう。
事務局	特定の学校、特定の教員が改善されていない状況です。そのような学校の管理職には事務局から連絡していますが改善されません。そのような教員の働き方を客観的に見つめる必要があります。担当課である学務課だけで改善できるものではないので、皆で考えていきたいと思っております。
委員	45時間以内というプレッシャーを感じてしまうかもしれません。目標を達成している学校も実は持ち帰り残業していないか、そこも含めて調

	べてほしいと思います。
教育長	他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第13号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第13号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	続きまして、「議案第14号 戸田市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）について」事務局より説明願います。
事務局	<p>昨年12月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法の一部が改正され、公布されました。</p> <p>この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日のまとめ取りのため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするものです。</p> <p>このうちガイドラインの法的根拠のある指針への格上げについては、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとされています。</p> <p>これは、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間についての上限時間等を示したものです。本指針で管理職とサービス監督権者である市教育委員会に求められていることは、上限時間を超えないようにするため、教師等の業務量の適切な管理を行うことです。上限時間を超える実態がある場合には、例えば、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置を取るなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たすことが求められることから、戸田市としてこの規則を定めることとなりました。</p> <p>内容としては、時間の上限を(1)1か月について45時間、(2)1年につ</p>

	<p>いて360時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととし、また、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、(1)1か月について100時間未満、(2)1年について720時間、(3)1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間、(4)1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月とすることなどです。</p> <p>教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。毎日健康で教壇に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで学校教育の質の維持向上を図るための根拠として、この規則に則り運用を進めていきたいと考えております。</p>
教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
教育長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第14号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第14号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	続きまして、「議案第15号 第3次戸田市子どもの読書活動推進計画の策定について」事務局より説明願います。
事務局	<p>別冊資料を御覧ください。本件については、去る1月16日に開催された令和元年度第1回教育委員会定例会において、パブリックコメントを行う前の計画案の概要を説明させていただきましたので、本日は詳細の説明は一部割愛させていただきます。</p> <p>なお、2月1日から1か月間、パブリックコメントを実施いたしましたが、御意見はありませんでした。</p>

資料 2 ページを御覧ください。下段の市の動向ですが、平成 21 年に第 1 次、平成 26 年に第 2 次の子どもの読書活動推進計画を策定しました。

次に 3 ページの下段、計画期間は、2020 年度からの 5 年間とするものです。計画の対象はおおむね 18 歳以下の子どもとその保護者、子どもの読書活動の推進の関係者としております。

10 ページでは、第 3 次計画の基本的な考え方として、基本理念の中で、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな施策を実施することとしております。基本方針では、4 つの基本方針を掲げており、基本方針 1 は、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実として、乳幼児期、小学生期、中学・高校生期の読書活動の推進です。本市の読書計画では、はじめて各世代の取組を掲載いたしました。他市でも小学生期、中学生期等の区分けはありますが、小学生期を低学年、中学年、高学年の 3 つに分けた事例はあまりないかと思っておりますので、今回の計画の大きな特徴と言えらと思います。基本方針 2 以降は資料のとおりです。

11 ページでは、本計画で初めて数値目標を掲げました。なお 1 月 16 日に開催された教育委員会定例会において、計画案には「本を全く読まない子どもの割合」を記載しておりましたが、ネガティブなイメージがあるのではないかと御意見を頂戴し、「本を月に一冊以上読む子どもの割合」に修正いたしました。

12 ページからは 4 つの基本方針を達成するため、それぞれの方針に沿った施策と方策を掲げておりますが、1 月 16 日に概要説明をさせていただきましたので、割愛いたします。21 ページ以降は資料編として、関係法律やアンケート結果を掲載しております。

最後に 93 ページを御開き願います。計画策定経過ですが、昨年 5 月から教育部長を委員長とする策定委員会において、計画案を協議してまいりました。その過程で、6 月から 7 月にかけて、小中学校の児童・生徒、約 2,500 人のほか、未就学児の保護者、市内関連施設へのアンケート調査を実施いたしました。その後、策定委員会や図書館・郷土博物館協議会におい

	て御審議いただき、本日に至ります。御審議の程、よろしくお願ひいたします。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	とても良い計画になったと思います。これは印刷製本されますか。
事 務 局	特に印刷製本はせず、ホームページに掲載いたします。学校分については自前で印刷し配布します。
教 育 長	良い計画ができたので、わかりやすく市民に伝えるために課長出演の3分程度のポイント動画を作成してください。
教 育 長	他に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第15号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第15号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、議案第16号及び議案第17号は関連がありますので、「議案第16号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」「議案第17号 戸田市立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」一括して事務局より説明願います。
事 務 局	<p>議案第16号については、令和元年9月議会にて議決された戸田市立図書館条例の一部改正に伴い、戸田市立図書館条例施行規則の一部改正するものです。本日配付の資料7ページの新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第2条については、現行の図書館・郷土博物館協議会が分離して、令和2年4月から図書館運営協議会と郷土博物館協議会を設置することになったことから、改正するものです。以下、資料のとおり所要の改正を行うものです。附則として、令和2年4月1日から施行するものです。</p> <p>また、議案第17号については、令和元年9月議会にて議決された戸田市立図書館条例の一部改正（改正附則第3項で戸田市立郷土博物館条例を</p>

	<p>一部改正) に伴い、戸田市立郷土博物館条例施行規則を一部改正するものです。2 ページの新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第2条第7号については、先程、図書館条例施行規則の一部改正で申し上げましたとおり、現行の図書館・郷土博物館協議会が分離し、令和2年4月から図書館運営協議会と郷土博物館協議会を設置することになったことから、改正するものです。以下、資料のとおり所要の改正を行うものです。附則として、令和2年4月1日から施行するものです。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第16号及び議案第17号は提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第16号及び議案第17号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程(案)」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回教育委員会定例会の日程ですが、4月16日(木)午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	委員の皆様から教育委員提案のテーマについて何かございますか。

委 員	学力・学習状況調査（全国・県・市）の機能や特色について説明してください。また、これらのテストが統合できないか、今後のビジョンについて報告してください。
事 務 局	承知いたしました。
委 員	学校や市教委間の緊急連絡体制及びオンライン会議のあり方について報告してください。
教 育 長	承知いたしました。
委 員	市や教育委員会のリスクマネジメントシステムについて、現在の運用や今後の課題・展望などについて報告してください。
事 務 局	承知いたしました。
教 育 長	それでは「報告事項⑦～⑨、議案第18号及び議案第19号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。
教 育 長	【関係者以外の退席を確認後】 それでは報告事項⑦～⑨について事務局より報告願います。
事 務 局	⑦戸田第一小学校の建て替えに伴う改築等工事基本設計（案）について報告します。 表紙の絵は、学校全体のパースとなっております。建物の外観はこのような感じであると思いますが、色などは未確定の状況です。 目次を御覧ください。この目次のとおり、基本設計の中心となる部分を御説明します。 1ページを御覧ください。これまでの経緯と建て替えのコンセプトです。これまでの経緯ですが、平成26年度及び平成27年度に実施した公共施設健全度調査に基づき、平成28年度に戸田市公共施設再編プランを策定し、計画的に建て替えを進めております。その中で戸田第一小学校は、令

和5年度に再編をすると位置づけられております。

平成30年度に建て替え準備委員会を発足し、ワーキンググループ、準備委員会の会議を重ね、建物の大まかな配置や設計条件等について昨年の3月に基本計画が策定され、教育委員会定例会でも御報告いたしました。

学級数及び児童数の推移については、資料のとおり高止まりとなる見込みです。

次に施設・建設コンセプトです。限られた敷地を最大限に有効活用することを念頭に、①から⑧の8項目のコンセプトで建設していきます。平成30年12月議会で附帯決議のあった項目については、②利用しやすく機能にすぐれた施設⑧防災機能に配慮した施設の項目で対応しております。

2ページを御覧ください。配置図です。これは既存の校舎配置図です。①の北校舎が昭和34年に竣工し、児童数が増加するとともに校舎を継ぎ足していることがわかります。

3ページを御覧ください。改築後の新校舎の配置図です。1,000人を超える児童を擁する学校であることから、地域の方や学校関係者からも校庭をできるだけ広く取ってほしいとの要望もあり、北側に4階建て校舎、南側に校庭と、すっきりし使いやすい配置となっております。

4ページを御覧ください。施設名称入りでカラーの新校舎配置図です。校庭には、200mトラックと、100mの直線コースを取ることができます。北側以外は防球ネットを張り、学校開放のクラブハウスや体育倉庫は西側にまとめ、学童保育室は、南西側にまとめました。ナイター照明は赤で示しております。校舎西棟の屋上には、プールを配置しました。

5ページを御覧ください。平面図、立・断面図、新校舎の1階、2階の平面図です。1階から4階までの共通事項として、校舎の大きさは東西の長さが約130m、西側の体育館棟が南北40m、教室棟は南北20mとなっております。廊下は中廊下となっており、太陽の光が入るように南側に普通教室、廊下を挟んで北側に特別教室を配置しています。

各階について御説明します。下段が1階です。昇降口は校舎のほぼ中央に配置しました。約40m確保することで、1,000人の児童でもスムーズに登校できるようにしました。体育館棟の1階の図書室は4.5教室分の大きさで、メディアルールを兼ねた部屋としてICTを活用した授業やプレゼンテーションなども行います。

学校開放団体の方のために、外からの入口も設けています。

上段が2階です。西棟側に職員室をはじめ、管理的な諸室、東棟側に教室を配置しています。体育館は、2階・3階の吹き抜けとなっております。

6ページを御覧ください。下段は3階、上段は4階の平面図です。南側が普通教室、北側が特別教室となっております。3階の一番左側（西側）には、防災倉庫を配置しています。

7ページを御覧ください。屋上の平面図です。7コースの25mプールと関係諸室を配置しています。

8ページを御覧ください。立面図と断面図です。上段が立面図、下段が断面図です。最高の高さはプールの諸室で、19.12mとなっております。

9ページは仮設校舎平面図（案）です。現在の校舎を解体し、現在の場所に新校舎を建設するため、建設中の児童の学校生活を送るための仮設校舎です。3階建てで、25の教室と2つの特別教室、保健室、小職員室、配膳室を設置します。この仮設校舎では特別支援学級の児童と4学年分の児童が学びます。

10ページを御覧ください。工事手順図について御説明します。各ページとも、右上に工事の内容、工事期間を、右下に動線として、オレンジ色が児童の動線経路、青色が工事車両の動線経路、緑色が給食車両の動線経路となっております。また、網掛けの場所が工事範囲となっております。

フェーズ0は、仮設校舎の工事期間です。令和2年11月から令和3年10月までです。この期間から校庭は狭くなり、元新東洋ロール跡地に整備した校庭代替地を利用することになります。

1 1 ページを御覧ください。フェーズ 1 は、西側を解体し、体育館棟を含む新校舎西棟を建設します。期間は令和 3 年 1 0 月から令和 4 年 1 2 月までです。給食は、現在の給食調理場から仮設校舎へ運ぶことになります。卒業式、入学式は、新体育館で行います。

1 2 ページを御覧ください。フェーズ 2 は、東側を解体し、新校舎東棟を建設します。期間は令和 5 年 2 月から令和 6 年 2 月までです。給食は、単独調理場が使えなくなりますので、この時期は給食センターから新校舎西棟及び仮設校舎へ運ぶことになります。

1 3 ページを御覧ください。フェーズ 3 は、新校舎全体が完成し、グラウンド整備を行います。期間は令和 6 年 4 月から令和 6 年 1 2 月までです。

1 4 ページを御覧ください。最後に工事工程表を御説明します。令和元年度から令和 6 年度までの工程表です。現在は設計期間中です。令和 2 年度は、実施設計期間となります。

仮設校舎の工事の欄を御覧ください。今年 9 月より、仮設校舎の工事が始まります。本校舎の工事の欄を御覧ください。紫色が解体期間、緑色が校舎の建設工事期間です。外構の欄を御覧ください。一番右側の令和 6 年度に新たな学童保育室、学校開放団体用のクラブハウスを建設します。最後に、学校の欄を御覧ください。赤のラインですが、引越の時期を示しています。校舎を 2 段階で建設するため、全 3 回の引越しを行うことになります。学校の運営にできるだけ支障がないように対応していきたいと考えております。

【報告事項⑧及び報告事項⑨を報告し、議案第 1 8 号及び議案第 1 9 号を議決して閉会】